

府中市役所「おもや」・「はなれ」
自動販売機設置場所貸付
一般競争入札参加要領

令和8年10月

1 入札物件

次表のとおりとし、物件番号ごとに入札を行います。

なお、本市の都合により、入札を延期、中止、または取り消す場合があります。

物件 番号	設置施設	貸付面積/台	台 数	容器種別	最低貸付料 (月額)	料率の 最低基準
1	府中市役所「おもや」	1 階：1.76 m ² 2 階：1.6 m ² 3 階：1.6 m ² 4 階：1.6 m ²	4	缶・PET 等	24,322 円	30.0%
	府中市役所「はなれ」	1 階北：1.72 m ² 1 階南：1.19 m ² (サービスコーナー)	2	缶・PET 等	11,350 円	
2	府中市役所「はなれ」	2 階南：1.41 m ² (サービスコーナー)	1	カップ式	7,566 円	15.0%
3	府中市役所「はなれ」	1 階南：1.28 m ² (キッズスペース前)	1	おむつ付	7,566 円	15.0%

※貸付面積は、実際に占有する面積によらず、上表の面積を標準とします。

なお、空き容器回収ボックスは市で用意しています。詳細な貸付位置は、別紙「府中市役所「おもや」・「はなれ」自動販売機設置位置図」を参照してください。

2 貸付期間

令和 9 年 1 月 1 日（金）から令和 11 年 11 月 30 日（金）まで

3 入札参加申込受付

入札にあたっては入札要領を十分に確認するとともに、関係規制等を必ず調査確認のうえ、ご参加ください。

受付期間、方法等は次のとおりです。

(1) 受付期間

令和 8 年 10 月 16 日（金）から令和 8 年 10 月 23 日（金）まで
(土日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時まで) ※必着

(2) 受付方法

郵送によって受け付けます。

受付期限の令和 8 年 10 月 23 日（金）午後 5 時までに到着しない申込みは無効です。

(郵送先)

〒183-8703

府中市宮西町2丁目24番地

府中市役所総務管理部財産活用課 庁舎管理担当

※書留又は簡易書留にてお送りください。

(3) 必要書類

入札への参加を希望する事業者は、次の書類を各1部提出しなければならず、本市は、これにより、入札参加資格を有するかを確認するものとします。

ア 入札参加申込書（様式第1号）

イ 誓約書（様式第2号）

ウ 代表者の印鑑証明書

エ 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

オ 国税・都税の納税証明書（直前2年分の法人税、消費税及び地方消費税及び法人住民税について未納税額がないことの証明）

カ 設置を予定する自動販売機の品番・寸法等の仕様が記載された書類（様式不問）

注1 提出書類は、カを除き全て原本を提出すること。

注2 上記ウからオまでの書類は、発行後3ヶ月以内のものに限る。

※同一の申込者が複数の物件に入札参加申込みされる場合も、必要書類は1部添付のみで可。

4 入札参加資格の喪失

入札参加申込みをした者が、競争入札に参加する者に必要な資格の各号のいずれかの資格を欠いたとき、または、入札参加申込みに必要な書類に虚偽の記載があったときは、当該入札の参加資格を喪失するものとします。

なお、提出後の取消し、再提出はできません。

5 入札の実施

入札も入札参加申込みと同様に郵送によって行います。入札の際は、入札期間中に入札参加申込みと同じ宛先に次の書類を郵送してください。

(1) 入札期間

令和8年10月27日（火）から令和8年11月2日（月）まで
（土日を除く午前8時30分から午後5時まで）※必着

(2) 入札方法

ア 書留又は簡易書留でお送りください。

イ 二重封筒（外封筒、中封筒）を用いてください。

(ア) 外封筒について

外封筒には、次の書類を入れ、表側には入札書在中の旨を、裏側又は表側下部に入札者名、住所又は所在地を記載して封緘してください。

- ・ 中封筒
- ・ （代理人が入札をする場合）委任状
- ・ 印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）

(イ) 中封筒について

中封筒には、入札書を入れて封緘し、その表側に入札者名、住所又は所在地及び物件番号を記載してください。

ウ 複数物件の入札に参加する場合、中封筒は物件ごとに作成いただく必要がありますが、郵送用の外封筒は1通とし、全てを同封してください。

エ 入札書には印鑑登録印の押印が必要です。

(3) 必要書類

ア 入札書

イ （代理人が入札する場合）委任状

ウ 印鑑（登録）証明書

注 上記ウの書類は、発行後3ヶ月以内のものに限る。また、入札参加申込時に提出している場合、再度の提出は不要です。

※委任状の要否確認表

区分	委任状の要否	備考
入札書に代表者（登記簿により代表権があることが確認できる者：代表取締役等）の印を押印する場合	不 要	書類作成者が代表者でない場合は不要
入札書に代表者以外の者（支店長や営業所長等）の印を押印する場合	必 要	代表者から入札書に押印する者への委任状が必要

6 開札

開札は入札者の面前で行います。

(1) 開札の日時

令和8年11月4日（水）午前10時00分から

(2) 場所

府中市役所「おもや」2階 会議室A201

※入場に際しては、会場の都合上、1申込につき1名とする。

7 落札者の決定方法

入札は、物件ごとに行い、入札書に記入された売上比例部分の料率の値が最高の値であった者を物件ごとの落札者とします。

なお、入札できる売上比例部分の料率の最低基準は、「1 入札物件」の一覧表に記載の基準とし、これを下回る入札は、失格と取り扱います。

開札の結果、落札者となるべき入札者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ落札者を決定します。なお、当該入札者にくじを引かないものがあるときは、当該入札事務に関係のない本市職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定します。

落札者決定後、落札者名と落札額を本市のホームページ上に掲載することとします。

8 契約手続き

落札者決定後、行政財産賃貸借契約書（案）の規定を原則として、本市と落札者の間で細部について調整のうえ、令和8年11月20日（金）までに契約を締結します。また、契約締結までに次の書類を提出していただきます。

- (1) 設置する自動販売機の仕様（寸法、消費電力量等）を記載した書類
- (2) 自動販売機の管理や苦情処理等の担当者及び緊急連絡先等を記載した書類
- (3) 自動販売機の設置に関係行政機関の許可等が必要なものについては、当該設置に係る許可証の写し。

9 提出書類の取扱い

- (1) この入札に関して提出された書類は、理由のいかんによらず返却できません。
- (2) 提出書類及び契約に伴い提出される各種報告書類は、必要に応じて開示することがあります。ただし、府中市情報公開条例の規定に照らし、個人情報や落札者の知的財産権等に配慮しながら、開示範囲を判断するものとします。

1 0 封筒の宛名記載例

(1) 入札参加申込

簡易書留	書留	→	<div>切手</div>	〒183-8703
			【 】	入札参加申込書在中
			総務管理部財産活用課庁舎管理担当	(受取人)
			府中市役所	
			東京都府中市宮西町2丁目24番地	

※封筒の裏面には差出人氏名・住所を記載してください。

※郵送手続や料金等は郵便局にお問い合わせください。

(2) 入札書提出

※入札書提出時は、封筒を二重にしてください。

切手

〒 1 8 3 - 8 7 0 3

東京都府中市宮西町2丁目24番

府中市役所
(受取人)

総務管理部財産活用課庁舎管理担当

書留 簡易書留

入札書在中

氏名・住所（社判可）

物件番号 ○

府中市役所「おもや」・「はなれ」自動販売機設置場所
貸付一般競争入札

入れる

- ①外封筒には、中封筒のほか、委任状及び印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）を入れてください。
- ②中封筒には物件ごとに入札書を入れて封緘し、その表側に入札者名、住所又は所在地及び区画番号を記載してください。（複数物件入札する場合は、物件ごとに中封筒を用意してください。）

※外封筒の裏面には差出人氏名・住所を記載して封緘してください。

※郵送手続や料金等は郵便局にお問い合わせください。

【自動販売機の仕様及び管理運営上の遵守事項等】

1 自動販売機の仕様

(1) 種類及び寸法

ア 物件番号 1

缶・ビン・ペットボトル等の密閉式容器用自動販売機とし、おもや及びはなれ 1 階北側に設置する自動販売機の寸法は、それぞれ、幅 1,200mm、奥行 950mm、高さ 1,850mm 以内に収まる機種を基準とする。なお、はなれ 1 階南側に設置する自動販売機の寸法は、幅 1,400 mm、奥行 670mm、高さ 1850mm 以内に収まる機種を基準とする。

イ 物件番号 2

カップ式自動販売機とし、自動販売機の寸法は、それぞれ、幅 1,100mm、奥行 850mm、高さ 1,850mm 以内に収まる機種を基準とし、オートキャッパー機能をつけること。

ウ 物件番号 3

おむつ付自動販売機とし、自動販売機の寸法は、それぞれ、幅 1200 mm、奥行 900 mm、高さ 1850 mm 以内に収まる機種を基準とすること。

(2) その他特記仕様

ア ユニバーサルデザインに配慮した機種とすること。

イ 電子マネー（カード及びスマートフォン決済）が利用できるキャッシュレス決済に対応すること。

ウ 物件番号 1・2・3 の自動販売機は、いわゆる災害救援ベンダーとし、大規模災害発生時に、本市が飲料の提供を必要と判断したときには、当該自動販売機内の全ての飲料を無償で提供すること。なお、物件番号 2 のカップ式自動販売機については、ベンダー機能の使用に伴い給水設備を必要とするため、設置時において、落札者の負担により隣接する冷水器の給水配管から分岐し、自動販売機へ配管を接続する工事を実施すること。

エ 消費電力の低減等の技術を導入した省エネや、二酸化炭素を冷媒としたノンフロン対応、センサーやタイマーの設置による自動点灯・消灯機能など、環境対策機能を備えたものとする。

オ 自動販売機の故障、問合せ及び苦情等については、落札者の責任において対応するとともに、自動販売機に落札者の商号等及び故障時等の連絡先を明記すること。

カ 電源は、家庭用 100V を 1 台あたり 1 口使用できる。なお、既設電源からの延長、工事等を要する場合は落札者の負担とする。

キ 自動販売機に、本市ゆかりのスポーツチームへの応援装飾をする等、デザイン上の工夫をするときは、本市が行う当該自動販売機の賃料の請求にあたっては、装飾後 6 ヶ月間に限り売上比例部分の料率から 3 パーセント分を減免する

ものとして積算する。ただし、減免の対象となる装飾は、事前に本市が承諾したものに限るものとし、装飾にかかる著作権等にかかる手続きについては、全て落札者の責任において行うものとする。

2 管理運営上の義務

(1) 設置

ア 自動販売機の設置に当たっては、物件番号1・2・3は転倒防止板により固定する等の安全対策を、JIS規格及び業界自主規制に準拠した転倒防止対策を行うこと。

イ 自動販売機の設置開始日は、落札者の変更等により自動販売機の入替期間が発生する可能性があるため、本市と落札者間で協議し決定する。

(2) 管理運営

ア 落札者は、自動販売機の設置、管理、運営に必要な一切の業務を行うものとする。

イ 売上金の回収及びつり銭の補充は定期的に行い適切に管理すること。

ウ 在庫管理、商品補充は定期的に行い適切に管理すること。なお、売上数が増加する期間は1日1回以上、商品補充し在庫管理に留意すること。

エ 商品販売に必要な営業許可を受けるとともに、「食品、添加物等の規格基準」（食品衛生法）及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」（業界自主基準）等を遵守し、衛生管理に万全を期すこと。また、商品の消費期限及び賞味期限について適切に管理すること。

オ 物件番号1・2・3については、自動販売機の設置1台につき、本市において容器回収ボックスを1基以上設置する。

カ 容器回収ボックスに投じられた空き容器は、落札者の責任で適切に回収し、リサイクル及び設置場所周辺の清掃を行うこと。

なお、回収頻度について、平日は毎日とし、土日祝は商品補充時に合わせて行うこと。

キ 商品の搬入、空き容器等の搬出等を行う時間及び経路については、本市の指示に従うこと。

3 その他の要件

(1) 販売する商品は、お茶、水、炭酸飲料、ジュース類、コーヒー及び紅茶などの清涼飲料水とし、酒類及びいわゆるノンアルコール飲料の販売はしないこと。

(2) 物件番号1・3の自動販売機において販売する商品は、コカ・コーラ、サントリー、アサヒ、伊藤園、キリン、ダイトー、大塚、カゴメ、ポッカサッポロ、JT、ヤクルト等の主要飲料メーカー（またはブランド）のものとし、例示した飲料メーカー以外の商品を販売する際は、事前に本市と協議をすること。

(3) 自動販売機の設置等について、法令に基づき関係行政機関の許認可等が必要な、当該手続等は全て落札者が行うこと。

【府中市役所「おもや」・府中駅北第2庁舎 参考資料】

来庁者数の統計はありませんので、次の資料を参考に入札してください。

なお、「はなれ」には現在第2庁舎で勤務する職員が移転するため、参考資料に掲載します。

1 従事する市職員数

「おもや」：約1,000名

第2庁舎：約200名

※その他、本市の事務の受託事業者等の勤務あり。

2 現在設置している自動販売機の売上本数実績

設置場所	売上本数／月	種類	物件番号
「おもや」1階	約1,200本	缶・PET等	1
「おもや」2階	約1,400本	缶・PET等	1
「おもや」3階	約1,500本	缶・PET等	1
「おもや」4階	約1,100本	缶・PET等	1
府中駅北第2庁舎 1階	約300杯	カップ式	2
府中駅北第2庁舎 2階	約550本	缶・PET等	1
府中駅北第2庁舎 3階	約340本	缶・PET等	1
府中駅北第2庁舎 5階	約570本	缶・PET等	1

※令和8年8月の数値となります。